子 発 0 9 1 1 第 1 号 社援発 0 9 1 1 第 1 号 老 発 0 9 1 1 第 1 号 令 和 2 年 9 月 11 日

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

> 厚生労働省子ども家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長 (公 印 省 略)

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の 一部改正について

社会福祉法人の会計処理については、「社会福祉法人会計基準」(平成28年厚生労働省令第79号)及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成28年3月31日付け雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知)により定めているところであるが、今般、社会福祉法人の決算事務を円滑に行うため、当職通知について別添のとおり改正し、令和3年4月1日より適用することとしたので通知する。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、貴管内社会福祉法人に対し周知徹底を図るとともに、都道府県におかれては、貴管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対し周知を図るようご配慮願いたい。



	(下級印力は以上印力)
新	IΒ
雇児発 0331 第 15 号	雇児発 0331 第 15 号
社援発 0331 第 39 号	社 援 発 0331 第 39 号
老 発 0331 第 45 号	老 発 0331 第 45 号
平成28年3月31日	平成28年3月31日
最 終 改 正	最 終 改 正
子 発 0911 第 1 号	子 発 0329 第 11 号
社援発 0911 第 1 号	社援発 0329 第 33 号
老 発 0911 第 1 号	老 発 0329 第 17 号
令和 2 年 <mark>9 月 11</mark> 日	平成 31 年 3 月 29 日
都道府県知事	—————————————————————————————————————
各 指定都市市長 殿	│ │各 指定都市市長 殿
中核市市長	中核市市長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長	│ │
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長	
厚生労働省老健局長	
(公印省略)	(公印省略)
社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて
今般、社会福祉法人の会計処理の基準については、「社会福祉法人会計基準」(平成28年厚生労働省	今般、社会福祉法人の会計処理の基準については、「社会福祉法人会計基準」(平成 28 年厚生労働省
令第79号)により示されたところであるが、その円滑な実施のため、別紙のとおり、社会福祉法人に	令第79号)により示されたところであるが、その円滑な実施のため、別紙のとおり、社会福祉法人に
おける計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成にかかる会計処理等の運用に関する取扱い	おける計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成にかかる会計処理等の運用に関する取扱い
を定めたので、貴管内社会福祉法人に対し周知徹底を図っていただくとともに、都道府県におかれて	を定めたので、貴管内社会福祉法人に対し周知徹底を図っていただくとともに、都道府県におかれて
は、貴管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対し周知を図るようご配慮願いたい。	は、貴管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対し周知を図るようご配慮願いたい。
本通知の制定にあたり、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日雇児発0727	本通知の制定にあたり、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日雇児発0727
第1号・社援発 0727 第1号・老発 0727 第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社	第1号・社援発 0727 第1号・老発 0727 第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社
会・援護局長、厚生労働省老健局長通知)は廃止する。	会・援護局長、厚生労働省老健局長通知)は廃止する。
なお、平成28年度決算にかかる計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成については、「26	なお、平成28年度決算にかかる計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成については、「26
財産目録について」別紙4を除き従前の例によるものとする。	財産目録について」別紙4を除き従前の例によるものとする。

(下線部分は改正部分)

別紙 「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」

1~2 (略)

3 サービス区分の方法について(会計基準省令第10条第2項関係)

サービス区分は、その拠点で実施する複数の事業について法令等の要請により会計を区分して把握すべきものとされているものについて区分を設定するものとする。例えば、以下のようなものがある。

- (1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準その他介護保険事業 の運営に関する基準における会計の区分
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準における会計の区分
- (3) 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準における会計の区分

また、その他の事業については、法人の定款に定める事業ごとに区分するものとする。 サービス区分を設定する場合には、拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))及び拠点区分 事業活動明細書(別紙3(⑪))を作成するものとし、またサービス区分を予算管理の単位 とすることができるものとする。

4~19 (略)

- 20 組織再編について(会計基準省令第4条1項、第29条第1項第15号関係)
- (1) 社会福祉法人の組織再編において複数の組織が結合する時(この時の複数の組織を以下「結合の当事者」という。)、結合の当事者の一方が福祉サービスの提供を継続するために事業の財務及び経営方針を左右する能力を有している(以下「支配」という。)場合だけではなく、有していない場合も考えられることから、存続する又は新たに発生する組織(以下「結合組織」という。)は、結合の経済的な実態が次のいずれかに該当するか判定を行う。
 - ア 結合の当事者のいずれもが、他の法人を構成する事業の支配を獲得したと認められない結合(以下「統合」という。)
 - イ ある法人が、他の法人を構成する事業の支配を獲得する結合(以下「取得」という。)
- (2) 「統合」と判断される場合、結合組織は、結合される組織(以下「被結合組織」という。)の資産及び負債について、結合時の適正な帳簿価額を引き継ぐ方法を適用して会計処理を行わなければならない。
- (3) 「取得」と判断される場合、結合組織は、被結合組織の資産及び負債について、結

別紙 「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」

1~2 (略)

3 サービス区分の方法について(会計基準省令第10条第2項関係)

サービス区分は、その拠点で実施する複数の事業について法令等の要請により会計を区分して把握すべきものとされているものについて区分を設定するものとする。例えば、以下のようなものがある。

- (1) 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準その他介護保険事業 の運営に関する基準における会計の区分
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準における会計の区分
- (3) 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準における会計の区分

また、その他の事業については、法人の定款に定める事業ごとに区分するものとする。 サービス区分を設定する場合には、拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))及び拠点区分 事業活動明細書(別紙3(⑪))を作成するものとし、またサービス区分を予算管理の単位 とすることができるものとする。

4~19 (略)

(新設)

(下線部分は改正部分)

新 IΒ 合時の公正な評価額を付す方法を適用して会計処理を行わなければならない。 (4) 組織の結合の判定においては、合併は「統合」、事業の譲受けは原則として「取得」 とする。 (5) 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受けが行われた場合の注記は次の項目を記載 <u>する。</u> ア 合併の注記 ① 合併の概要 合併直前における合併消滅法人の名称及び事業の内容、合併を行った主な理由、 合併日及び合併の種類(吸収合併又は新設合併)並びに吸収合併の場合の合併後の 合併存続法人の名称 ② 採用した会計処理 ③ 計算書類に含まれている合併消滅法人から承継した事業の業績の期間 ④ 承継した事業の拠点区分、資産及び負債の額並びにその主な内訳 ⑤ 消滅法人において、会計年度の始まりの日から合併日直前までに、役員及び評 議員に支払った又は支払うこととなった金銭の額とその内容 イ 事業の譲渡の注記 ① 事業の譲渡の概要 事業の譲渡の相手先の名称及び譲渡した事業の内容、事業の譲渡を行った主な理 由、事業の譲渡を行った日 ② 採用した会計処理 ③ 計算書類に含まれている譲渡した事業の業績の期間 ④ 譲渡した事業の拠点区分、資産及び負債の額並びにその主な内訳 ウ 事業の譲受けの注記 ① 事業の譲受けの概要 事業の譲受けの相手先の名称及び譲受けた事業の内容、事業の譲受けを行っ た主な理由、事業の譲受けを行った日 ② 採用した会計処理 ③ 計算書類に含まれている譲受けた事業の業績の期間 ④ 譲受けた事業の拠点区分、資産及び負債の額並びにその主な内訳 21~ 23 (略) 20~22 (略) | 23 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の 24 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の 状態を明らかにするために必要な事項について(会計基準省令第29条第1項第16号関係) 状態を明らかにするために必要な事項について(会計基準省令第29条第1項第15号関係) 25~27 (略) 24~26 (略)

新	IΒ
別紙1 計算書類に対する注記(法人全体用)	別紙1 計算書類に対する注記(法人全体用)
1~14(略)	1~14(略)
15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け	<u>(新設)</u>
<u></u>	
<u>16</u> (略)	<u>15</u> (略)
別紙2 計算書類に対する注記(A里拠点区分用) (略)	別紙2 計算書類に対する注記(A里拠点区分用) (略)

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

								3	新																IΒ								
別紙	3 (1)																別紙	3 (1)													
							借	入金田	明細書															借入金	明細書								
					(自) <u>令</u>			<u>///福里</u> (至) <u>令和</u>	年	月	目											(自) 平成 年 月 日		年	月	日					
社会	福祉	法人	名															社会	福祉	法人名	Ż												
						-									(単位:	円)							•							(肖	单位:₽	月)
			期	当	当						支払	幻利息			ł	担保資	産				期	当	当				支払	幻利息		_	担	保資産	<u> </u>
	借		首	期	期	<u></u>	差引期末残高				当	利息	返			地番	帳		借		首	期	期	差引期末残高			当	利息	返			地番	帳
区分	入	拠点	一残	借	償	4)=(1)+(2)-(3)	元金償還	利率	期	補助	済	使、	種	また	簿	区分	入	拠点	残	借	償	4=1+2-3	元金償還	利率	期	補助	済	使	種	また	簿
	先	区分	高	入 金	還額	(うち1	年以内償還予	定額)	補助金	%	支出	金収	期限	途	類	は内	価		先	区分	高	入金	還額	(うち1年以内償還予定額)	補助金	%	支出	金収	期限	途	類	は内	価
			1	2	3						額	入	PA			容	額				1	2	3				額	入	PA.			容	額
設供																		設供															
偏資金						()										個 資 金						()									
設備資金借入金	:	計				()										設備資金借入金		計				()									
長期																		長期															
運営						()										運営						()									<u> </u>
資金		≑ I																資 金		≑ I													1
長期運営資金借入金		計				()										長期運営資金借入金		計				()									1
短期																		短期															
運営																		運営															1
資金																		資金															
借入		計																借入		計													
金																		金															
	合計					()											合計					()									
(注)	役員	等から	の長	期借力	(金、	短期借入	、金がある場	合には	、区分を新	没する	らのと	する。						(注)役員	等から	の長	期借力	金、	短期借入金がある場合には	は、区分を新	設するす	らのと	する。	<u> </u>		l.		
,		•		,,,,,,	,	, —, , , , , ,						, = 0									• •	74.107						, _ 0					

				新								IΒ			
別紙3 (2)								別紙3 (2)							
			寄附金	収益明細書							寄附金	収益明細書			
		(自) 🚣	 <u>令和</u> 年 月		□ 年 月	日				(自) 3	 平成 年 月		战 年 月	日	
社会福祉法人名								社会福祉法人名							
			-				(単位:円)				-				(単位:円)
寄附者の属性	区分	件数	寄附金額	うち基本金	寄附	対金額の拠点	区分ごとの内訳	寄附者の属性	区分	件数	寄附金額	うち基本金	寄附	対金額の拠点区	分ごとの内訳
前的400萬住	分	计数	可削並領	組入額	000	000	000	前門有の海は	分	干奴	可削並領	組入額	000	000	000
区分小計								区分小計							
区分小計								区分小計							
区分小計	•							区分小計	•						
合計								合計							
長期運営予設備資金の 寄附金の利 3. 「寄附金 「寄附金額	を額」欄間 資金借入 借入金元 種類がわ 金額」の 類の拠点	には寄附物品 金元金償還署 金償還寄附金 かるように記 「区分小計」	を含めるものと 寄附金収益の場合 を収益の場合は「 己入すること。 欄は事業活動計 内訳」の「区分小	する。「区分欄 は「運営」、旅 償還」、固定資 算書の勘定科目	」には、経常	:経費寄附金以 附金収益の場場合は「固定 合するものと	双益の場合は「経常」、 場合は「施設」、 E」と、	長期運営資 設備資金信 寄附金の租 3. 「寄附金 「寄附金額	全額」欄間 資金借入 借入金元 重類がわ 全額」の 類の拠点	には寄附物品 金元金償還寄附金 のかるように の「区分小計」	品を含めるものと 寄附金収益の場合は「 金収益の場合は「 記入すること。 欄は事業活動計 内訳」の「区分小	する。「区分欄 は「運営」、加 償還」、固定資 算書の勘定科目	」には、経常 施設整備等寄 資産受贈額の 目の金額と整	経費寄附金収 附金収益の場 場合は「固定 合するものと	益の場合は「経常」、 合は「施設」、 」と、 する。また、

				新									IB				
別紙3 (③)									別紙3 (③)								
			補助金事業	業等収益明	細書							補助金事業	美等収益明	<u>細書</u>			
		/ -	·	D (T) /	*. 						/ -2	.) = 5 = 0	n (T) n				
		(l) <u>令和</u> 年 月	日 (主) <u></u>	<u> </u>						(1) 平成 年 月	日 (主) 円	P. 成 年 月 日			
41 A 1-41 N. 1 A	±•								1. 4. 4. 4. 1	·•							
社会福祉法人名	<u> </u>		-				()	4 (去, 田)	社会福祉法人名	<u> </u>						()	(去,田)
						☆付全類	等合計の拠	単位:円)								等合計の拠	位:円)
交付団体及び	区	交付	補助金事業に係る	交付金額	うち国庫補助金等	人门亚识	その内訳		交付団体及び	区	交付	補助金事業に係る	交付金額	うち国庫補助金等	人门业识	との内訳	派区力で
交付の目的	分	金額	利用者からの収益	等合計	特別積立金積立額	000	000	000	交付の目的	分	金額	利用者からの収益	等合計	特別積立金積立額	000	000	000
																000	
区分小記	<u> </u> 								区分小記	<u> </u> }-							
E)1/1 F	<u>''</u>								E 33.41 E	<u> </u>							
	₹ 1.									- I.							
区分小記	iT 								区分小記	T							
区分小記	計								区分小記	 							
合計									合計								
			険事業の補助金事業									険事業の補助金事業収					
			福祉事業の補助金事業									福祉事業の補助金事業					
			福祉サービス等事業の					業の				福祉サービス等事業の					業の
								in An									HL A の
				具 並旧八並儿	金	7-物口は「	貝坯」 こか	明金の					(本旧八並儿	並 順逐	グ物ロは 「	貝坯」と無	切金の
				「勘定科日説	師」において「利!	目者からのに	収益も会れ						「勘定科目説	毎月において「利用	目者からの	□益も会む	الم ا
								., _									
					_												
			の拠点区分ごとの内記)				の拠点区分ごとの内記					
勘定科	目の金額と	一致する	ものとする。						勘定科	目の金額と	:一致する	ものとする。					
○○事 施設整 種類が なお 記載さ 2. 「交 また	業の補助金 備等補助金 わかるよう 、運用上の れてて額等合 、「交付金	事業収益の場 に記入す 留意事項 合のみ、 計」の「 額等合計	(課長通知) 別添3 「補助金事業に係る和 区分小計」欄は事業和 の拠点区分ごとの内記	、借入金利 資金借入金元 「勘定科目説 利用者からの 舌動計算書の	J息補助金収益の場合 金償還補助金収益の 値明」において「利用 の収益」欄を記入する の関定科目の金額と動	合は「利息」 の場合は「作用者からの」 るものとす。 を合するもの	」、 償還」と補 収益も含む る。 のとする。	8] 논	○○事 施設整 種類が なお 記載さ 2. 「交 また	業の補助金 備等補助金 わかるよう 、運用上の れて、額 交付金 、「交付金	を事業収益 を収益の場 に記入す の留意事項 場合のみ、 合計」の「 金額等合計	(課長通知) 別添3 「補助金事業に係る和 区分小計」欄は事業和 の拠点区分ごとの内記	、借入金利 資金借入金元 「勘定科目説 刊用者からの 舌動計算書の	J息補助金収益の場合 金償還補助金収益の 明」において「利用 収益」欄を記入する 動定科目の金額と	合は「利息 D場合は「 用者からの るものとす を合するも	」、 償還」と補 収益も含む る。 のとする。	ا ک

			新					IB	
別紙3 (④)				別紙3 (④)				
			「拠点区分間繰入金明 月 日 (至) <u>令和</u> 年					「 拠点区分間繰入金明 目 日 (至) 平成 年	
社会福祉法。	人名	(日) <u>11111</u> 十)	7	л н	社会福祉法人	.名	(百) 平成 平 万		л н
-	分間繰入金明細	<u> </u>				·間繰入金明細	 書		
				(単位:円)	,				(単位:円)
	業区分名 -	繰入金の財源	金額	使用目的等		区分名	繰入金の財源	金額	使用目的等
繰入元	繰入先	(注)		ικ/14 H 14 4	繰入元	繰入先	(注)		W/4 H 1/4 4
					 		+		
					1				
] [
	↑間繰入金明細書 点区分名	繰入金の財源		(単位:円)	,	間繰入金明細書 区分名	操入金の財源		(単位:円)
繰入元	繰入先	(注)	金額	使用目的等	繰入元	繰入先	(注)	金額	使用目的等
					-				
		+ +					+		
(注)繰入金	 の財源には、介護(前期末支払資金残高等の		」 L	⊥ 対源には、介護 [・]		 前期末支払資金残高等の	別を記入すること。

			新					旧		
別紙	3 (⑤)				別紙	3 (⑤)				
		ᆂᄴᅙᄭᄜᆱᆥ	*160 F // 884	(+',			ᆂᄴᇢᄼᄜᅩᄼ		·// ^/# 1 ^\#÷pp/m+	
		事業区分間及び	- <u>拠点区分間</u> - <u>令和</u> 年 月	貸付金(借入金)残高明細書 3 日現在				<u>拠点区分間資</u> 平成 年 月	付金(借入金)残高明細書 日現在	
社会	福祉法人名		<u> 1714</u> + 7	1 DAT	社会	福祉法人名		1 1 7 7 7 1	口列正	
		//// - A > == /- ==	_				//// - A \	-		
1)	事業区分間貸付金	(借人金)明細書		(単位:円)	1)	事業区分間貸付金	(借入金)明細書			(単位:円)
										(井)匹・11)
	貸付事業区分名	借入事業区分名	金額	使用目的等		貸付事業区分名	借入事業区分名	金額	使用目的等	
,_					/ -					
短期	1				短期	1				
	小計					小計				
長期					長期					
別 	小計				別	小計				
	合計					合計				
										_
2)	拠点区分間貸付金	(借入金)明細書		(\text{\text{H}} \text{L} \text{L})	2)	拠点区分間貸付金	(借入金)明細書			(単位:円)
				(単位:円)						(単位:円)
	貸付拠点区分名	借入拠点区分名	金額	使用目的等		貸付拠点区分名	借入拠点区分名	金額	使用目的等	
短期					短期					
	小計					小計				
長期					長期					
期	小計				期	小計				
	合計					合計				

		新						IΒ			
別紙3(6)					別紙3(6)				
		基本金明細書						基本金明細書			
	(自) <u>令和</u> 年	月 日 (至) <u>令和</u>	年月日	Ħ			(自) 平成 年	月 日 (至) 平成	年月日	1	
社会福祉法	去人名					社会福祉	去人名				
					(単位:円)			_			(単位:円)
	区分並びに組入れ及び	∧ ⇒1		各拠点区分	ごとの内訳		区分並びに組入れ及び	∧ ⇒1		各拠点区分ご	ごとの内訳
	取崩しの事由	合計	000	000	000		取崩しの事由	合計	000	000	000
前年度末残	高					前年度末列	高				
	第一号基本金						第一号基本金				
	第二号基本金						第二号基本金				
	第三号基本金						第三号基本金				
	当期組入額						当期組入額				
筆	0000)	0000				
号	計						計				
第一号基本金	当期取崩額					第一号基本金	当期取崩額				
金	0000					<u></u> 金	0000				
	計						計				
	当期組入額						当期組入額				
第	0000						0000				
第二号基本金	計					第二号基本金	計				
基本	当期取崩額					基本	当期取崩額				
金	0000					金	0000				
	計						計				
	当期組入額						当期組入額				
第	0000						0000				
第三号基本金	計					第三号基本金	計				
基本	当期取崩額					基本	当期取崩額				
金	0000					金	0000				
	計						計				
当期末残高						当期末残高					
	第一号基本金						第一号基本金				
	第二号基本金						第二号基本金				
	第三号基本金	1					第三号基本金				
(注)	1. 「区分並びに組入れ及び取崩しの		- 事項がない場	- 場合には、記	 !載を省略する。	(注)	1. 「区分並びに組入れ及び取崩し		事項がない場	<u> </u>	 載を省略する。

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

				新										IΒ				
	2. ①第	一号基本金とは	(1)	に規定する基本金	<u></u> ををいう。						2. ①第	一号基本金とは	、本文11(1)	に規定する基本金	<u></u> ををいう。			
	②第	二号基本金とは	太、本文11(2)	に規定する基本金	ををいう。						②第	二号基本金とは	、本文11(2)	に規定する基本金	ををいう。			
	3第	三号基本金とは	太、本文11(3)	次 1 (2) に規定する基本金をいう。														
	3. 従前	iからの特例によ	正本会とは、本文11(1)に規定する基本会をいう。															
	合計	□																
										_								
別紙3	(7)			. ****** D.1*** -1_ A	nn /m - 1				別約	氏3 (((7))			## d± Dd ₹# -↓ - A	nn /m -2			
		<i>(-</i> £-				_						(- 1-)	·			_		
	-1:N: : ==	(目) <u>令和</u> 牛 月	l 日 (全) <u>令</u>	<u>和</u>	H			6.1			(目)) 半成 年 月	日 (主) 平	成 年 月	Ħ		
社会福	T 社法人名								社	(会福	<u> </u>							
	T				Γ	T			1_						<u> </u>			
区分並	びに積立て -		1	T		各	・拠点区分 <i>の</i>	内訳		三分並ひ	「 に積立て -			Г		各	·拠点区分の	内訳
	崩しの事由	国庫補助金	地方公共団体		合計	000	000	000	11			国庫補助金	地方公共団体	その他の団体	合計	000	000	000
			補助金	からの補助金									補助金	からの補助金				
前其	月繰越額									前期網	燥越額							
	0000										0000							
当期	0000									当 期 	0000							
当期積立額	0000								1 1 1	積 立	0000							
額	0000								1 7	額	0000							
	当期積立																 	
	額合計																	
			/	/					\parallel		-	/	/					
	サービス																	
	活動費用																	
	の控除項																	
	目として																	
当	計上する									当								
期取	取崩額									期 取								
当期取崩額	特別費用																	
	の控除項																	
	目として										目として							
	計上する										計上する							
	取崩額			/							取崩額							
	0000	/	1/	1/	l	1	1		1 1			/	1/	1/	l	1	1	

(平成28年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新	IΒ
当期取崩額合計当期末残高	当期取崩額合計
(注) 1. サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産の減価償却相当額等の取崩額を記入し、特別費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫	(注) 1. サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定容産の減価償却相当額等の取崩額を記入し、特別費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫

- 補助金等特別積立金の対象となった固定資産が売却または廃棄された場合の取崩額を記入する(本文 9 参照)。 2. 国庫補助金等特別積立金取崩額が、就労支援事業の控除項目に含まれ、法人単位事業活動計算書に表
- 2. 国庫補助金等特別積立金取崩額が、就労支援事業の控除項目に含まれ、法人単位事業活動計算書に表示されない額がある場合には、取崩の事由に別掲して計上し、法人単位貸借対照表と一致するように 作成すること。
- 別紙3(8)

基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書

(自) <u>令和</u> 年 月 日 (至) <u>令和</u> 年 月 日

<u> Λ 1</u> Δ	L _ _ L	7/1-	ı <i>→</i>
4	ᅜᄆᄰᄓ		$\Lambda \mathcal{Y}$
11.751	ITH TI	1/4	人名

拠点区分

(単位:円)

												(-1-1-1-	. 1 3/
	海	明首帳 奪価額 A)	当期増 叩額(B)	佰	的期減 面償却 類(C)	á期減 ◇額(D)	須 (E	用末帳 算価額 E=A+B C−D)	去	成価償 P累計 頁(F)	得	明末取 }原価 G=E+F)	摘要
資産の種類及び名称		うち	うち		うち	うち		うち		うち		うち	
		国庫	国庫		国庫	国庫		国庫		国庫		国庫	
		補助	補助		補助	補助		補助		補助		補助	
		金等	金等		金等	金等		金等		金等		金等	
		の額	の額		の額	の額		の額		の額		の額	
基本財産(有形固定資産)													
土地													
建物													
基本財産合計													
その他の固定資産 (有形固定資産)													
土地													
建物													

(注) 1. サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産の減価償却相当額等の取崩額を記入し、特別費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産が売却または廃棄された場合の取崩額を記入する(本文9参照)。

2. 国庫補助金等特別積立金取崩額が、就労支援事業の控除項目に含まれ、法人単位事業活動計算書に表示されない額がある場合には、取崩の事由に別掲して計上し、法人単位貸借対照表と一致するように作成すること。

別紙3(8)

基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

社会福祉法人名
拠点区分

(単位:円)

	貋	明首帳 算価額 A)		á期増 ロ額(B)	佰	自期減 面償却 類(C)	á期減 シ額(D)	海 (E	明末帳 算価額 E=A+B C-D)	去	成価償 P累計 (F)	得	明末取 身原価 G=E+F)	摘要
資産の種類及び名称		う国補金の額	•	う国補金の	•	う国補金の	う国補金の	-	う国補金の		う 国 補 金 の		う 国 補助 金 の額	
基本財産(有形固定資産)														
土地														
建物														
基本財産合計														
その他の固定資産 (有形固定資産)														
土地														
建物														

(平成28年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

		新	-					
車輌運搬具								
000								
その他の固定資産(有形固定資産)計								
その他の固定資産 (無形固定資産)								
000								
000								
その他の固定資産(無形固定資産)計								
その他の固定資産計								
基本財産及びその他の固定資産計								
将来入金予定の償還補助金の額						/		
差 引								

(注) 1.「うち国庫補助金等の額」については、設備資金元金償還補助金がある場合には、償還補助総額を記載した上で、 国庫補助金取崩計算を行うものとする。

ただし、「将来入金予定の償還補助金の額」欄では、「期首帳簿価額」の「うち国庫補助金等の額」はマイナス表示し、実際に補助金を受けた場合に「当期増加額」の「うち国庫補助金等の額」をプラス表示することにより、「差引」欄の「期末帳簿価額」の「うち国庫補助金等の額」が貸借対照表上の国庫補助金等特別積立金残高と一致することが確認できる。

2. 「当期増加額」には減価償却控除前の増加額、「当期減少額」には当期減価償却額を控除した減少額を記載する。

別紙3 (9)

引当金明細書

(自) <u>令和</u> 年 月 日 (至) <u>令和</u> 年 月 日

社会福祉法人名

拠点区分

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期源	 成少額	期末残高	摘要
17 E	別目75同		目的使用	その他	别小汉同	順安
退職給付引当金	* * *	***	* * *	***	* * *	
計						

(注)

1. 引当金明細書には、引当金の種類ごとに、期首残高、当期増加額、当期減少額及び期末残高の明細を記載する。

		IΒ	l					
車輌運搬具								
000								
その他の固定資産(有形固定資産)計								
その他の固定資産 (無形固定資産)								
000								
000								
その他の固定資産(無形固定資産)計								
その他の固定資産計								
基本財産及びその他の固定資産計								
将来入金予定の償還補助金の額						/		
差 引								

(注) 1.「うち国庫補助金等の額」については、設備資金元金償還補助金がある場合には、償還補助総額を記載した上で、 国庫補助金取崩計算を行うものとする。

ただし、「将来入金予定の償還補助金の額」欄では、「期首帳簿価額」の「うち国庫補助金等の額」はマイナス表示し、実際に補助金を受けた場合に「当期増加額」の「うち国庫補助金等の額」をプラス表示することにより、「差引」欄の「期末帳簿価額」の「うち国庫補助金等の額」が貸借対照表上の国庫補助金等特別積立金残高と一致することが確認できる。

2. 「当期増加額」には減価償却控除前の増加額、「当期減少額」には当期減価償却額を控除した減少額を記載する。

別紙3 (9)

引当金明細書

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

社会福祉法人名

拠点区分

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期源	載少額	期末残高	摘要
行日	州日75同	当州恒川領	目的使用	その他	别不没同	· 简安
退職給付引当金	* * *	***	* * *	***	* * *	
び 戦 和 り り 目 並	***	(***)	***	(***)	***	
計						

(注)

1. 引当金明細書には、引当金の種類ごとに、期首残高、当期増加額、当期減少額及び期末残高の明細を記載する。

(平成28年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

2.	目的使用以外の要因による減少額については、	その内容及び金額を注記する。

3. 都道府県共済会または法人独自の退職給付制度において、職員の転職または拠点間の異動により、 退職給付の支払を伴わない退職給付引当金の増加または減少が発生した場合は、当期増加額又は 当期減少額(その他)の欄に括弧書きでその金額を内数として記載するものとする。

別紙3 (10)

○○拠点区分 資金収支明細書

新

(自) <u>令和</u> 年 月 日 (至) <u>令和</u> 年 月 日

社会福祉法人名

(単位:円)

							. 1 1/
		サ	ービス区	分		中如形	柳上豆
	勘定科目	00	$\triangle \triangle$	××	合計		拠点区
		事業	事業	事業		5月 月 日 古	分合計
収	(略)						
入	事業活動収入計(1)						
支	(略)						
出	事業活動支出計(2)						
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)						
収	(略)						
入	施設整備等収入計(4)						
支	(略)						
出	施設整備等支出計(5)						
施設	整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)						
収	(略)						
入	その他の活動収入計(7)						
支	(略)						
出	その他の活動支出計(8)						
そ	の他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)						
資金	宝収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)						
末支	払資金残高(11)						
末支							
	入 支出 収入 支出 施 収入 支出 資 末	(略) 事業活動収入計(1) (略) 事業活動支出計(2) 事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2) (略) (略) (略) (略) (地) (地	脚定科目	脚定科目 ○○ △△ 事業 事業 事業 事業 収入 (略)	事業 事業 事業 事業 事業 事業 事業 事業	勝定科目	勘定科目

- 2. 目的使用以外の要因による減少額については、その内容及び金額を注記する。
- 3. 都道府県共済会または法人独自の退職給付制度において、職員の転職または拠点間の異動により、 退職給付の支払を伴わない退職給付引当金の増加または減少が発生した場合は、当期増加額又は 当期減少額(その他)の欄に括弧書きでその金額を内数として記載するものとする。

別紙3 (10)

○○拠点区分 資金収支明細書

IΒ

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

社会福祉法人名

(単位:円)

			サ	ービス区	.分		内部取	拠点区
		勘定科目	00	$\triangle \triangle$	××	合計	引消去	分合計
	1		事業	事業	事業		3111421	70 11 21
事業	収	(略)						
事業活動	入	事業活動収入計(1)						
	支出	(略)						
による収支	出	事業活動支出計(2)						
支		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)						
施設整備等による収支	収	(略)						
整備	入	施設整備等収入計(4)						
等 に	支	(略)						
よる	出	施設整備等支出計(5)						
収 支	施設	整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)						
その	収	(略)						
他の	入	その他の活動収入計(7)						
活動による収支	支	(略)						
よる	出	その他の活動支出計(8)						
収 支	そ	の他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)						
当	期資金	之収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)						
前	期末支	· 払資金残高(11)		_				
当	期末支	[払資金残高(10)+(11)						

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

				新											旧						
別紙	3 (11)									別紙:	3 (11))								
			00	〇拠点区分 事	業活動明	細書								\bigcirc	〇拠点区分 事	業活動明網	細書				
			(自) <u>令和</u>	年 月 日	(至) <u>令和</u>	年	月日	\exists						(自) 平成	年 月 日	(至) 平成	年	月日	3		
社会	会福祉	止法人名									社会	福祉	去人名								
									(単	单位:円)										(単	位:円)
					サ	ービス[区分		L. der re	tte la Pr						サ	ービス区	区分		. L. dare ret	
			勘定科目		00	$\triangle \triangle$	××	合計	内部取	拠点区分				勘定科目		00	$\triangle \triangle$	××	合計	内部取	拠点区分
					事業	事業	事業		引消去	合計						事業	事業	事業		引消去	合計
サー	υlν	(略)									サ	עו	(略)								
ビフ	収益		 サービス活動収2	益計(1)						_	I E 7	収益	+	サービス活動収	益計(1)						
――ビス活動増減の部	-	, (略)									ス活動増	费	(略)								
増減	費用	j	ーー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	計 (2)						_	増減	費用	サ	一ビス活動費用	計 (2)						
の部		 サービス活動		(1)-(2)							の部	+	<u>-</u> ・ービス活動:	増減差額(3)=	(1)-(2)						
サ	יוו	(略)									サ	ılσ	(略)								
ービス	収益	:	 ナービス活動外収	Z 益計(4)							ビス	収益		 ービス活動外収	ス益計(4)						
ービス活動外増減の部	弗	, (略)									ス活動外	弗	(略)								
外増	費用	j +	ービス活動外費店	用計 (5)							増	費用	サー	ービス活動外費	用計 (5)						
例の部)						減の部	サ	1)					
П	<u> </u>		差額(7)=(3)+								ПР	1		差額(7)=(3)-							
						<u> </u>		<u> </u>	1												
別紙	3 (12)									別紙:	3 (12))								
			<u>積</u>	立金•積立資産	明細書									<u>積</u>	立金・積立資産	明細書					
			(自) <u>令和</u> 年	手 月 日 (至)) <u>令和</u> 年	月	日							(自) 平成 年	月 月 日 (至)) 平成 年	月	目			
社会	《福祉	:法人名									社会	福祉法	人名								
拠点	区分	·									拠点	区分									
									(単位: F	円)	<u> </u>									(単位:円])
		区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	i 期	末残高		摘 要			Þ	区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	期	末残高		摘要	
00	積立					+					00	積立金									
		計											計								
				I I				<u> </u>	(単位: F	円)					<u> </u>					(単位:円])
		区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	i 期	末残高		摘要			Þ	区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	期	末残高		摘要	
OC	積立	資産				\top					00	積立資									
		計											計								

	新					IB		
(注)				(注)				
1. 積立金を計上せずに積立	立資産を積み立てる場合には、摘要欄にその	理由を明記すること。		1. 積立金を	計上せずに積立	資産を積み立てる場合には、摘要欄にその野	埋由を明記すること。	
2. 退職給付引当金に対応し	して退職給付引当資産を積み立てる場合及び	長期預り金に対応し	て長期	2. 退職給付	引当金に対応し	て退職給付引当資産を積み立てる場合及び	長期預り金に対応し、	て長期
預り金積立資産を積み立て	てる場合には摘要欄にその旨を明記すること	0		預り金積立	資産を積み立て	る場合には摘要欄にその旨を明記すること。		
別紙3 (13)				別紙3 (③)				
	サービス区分間繰入金明	細書				サービス区分間繰入金明網	<u>細書</u>	
	(自) <u>令和</u> 年 月 日 (至) <u>令和</u>	里 年 月 日				(自) 平成 年 月 日 (至) 平成	年 月 日	
社会福祉法人名				社会福祉法	人名		<u> </u>	
拠点区分				拠点区分			<u> </u>	
			(単位:円)					(単位:円)
サービス区分名	- 繰入金の財源 (注)	金額	使用目的等	サービン	ス区分名	繰入金の財源(注)	金額	使用目的等
繰入元 繰入先				繰入元	繰入先			22,7713
(注) 拠点区分資金収支明約	冊書(別紙3(⑩))を作成した拠点におい	ては、本明細書を作	成のこと。	(注) 拠点区	分資金収支明細	書(別紙3(⑩))を作成した拠点において	ては、本明細書を作り	成のこと。
繰入金の財源には、持	昔置費収入、保育所運営費収入、前期末支払	資金残高等の別を記	入すること。	繰入金	の財源には、措	置費収入、保育所運営費収入、前期末支払資	資金残高等の別を記	入すること。

		新						旧		
別紙 3	B ((())				別紙3	3 (14)				
	<u>サービス区分間</u> 1	┋付金(借入套	6)残高明細書				サービス区分間貸付	寸金(借入金	<u>。)残高明細書</u>	
	<u>令和</u>	拝 月 日現在	Ξ				平成 年	月 日現在	Ε	
社会	福祉法人名				社会	福祉法人名				
拠点	区分	_			拠点	区分				
				(単位:円)						(単位:
	貸付サービス区分名 借入サービス区分名	金	額	使用目的等		貸付サービス区分名	借入サービス区分名	金	額	使用目的等
	合計	<u> </u>				合計				
((注)拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))を	作成した拠点に	こおいては、本明組	田書を作成のこと。		(注) 拠点区分資金収支明	月細書(別紙3(⑩))を作	成した拠点に	おいては、本明細	書を作成のこと。
	3 (⑤) <u>就労支援事</u> (自) <u>令和</u> 年 月 日 ^{品祉法人名}					3 (①) 福祉法人名	<u>就労支援事業別</u> (自)平成 年 月 日			
社会福	就労支援事 (自) <u>令和</u> 年 月 日 届祉法人名				社会	福祉法人名				
	就労支援事 (自) <u>令和</u> 年 月 日 届祉法人名			(単位:円)		福祉法人名				(単位:円)
社会補	就労支援事 (自) <u>令和</u> 年 月 日 届祉法人名			(単位:円) △△作業	社会	福祉法人名 区分				(単位:円)
社会福 拠点図	就労支援事 (自) <mark>令和</mark> 年 月 日 冨祉法人名 ☑分	(至) <mark>令和</mark> ——	年 月 日	1	社会? 拠点I	福祉法人名 区分	(自)平成 年 月 日	(至)平成	年 月 日	
社会福	就 労支援事 (自) <mark>令和</mark> 年 月 日 富祉法人名 区分 勘定科目	(至) <mark>令和</mark> ——	年 月 日	1	社会	福祉法人名 区分 勘定 就労支援事業収益	(自)平成 年 月 日	(至)平成	年 月 日	
土会福 加点区	就労支援事 (自) <u>令和</u> 年 月 日 畐祉法人名 亥分 勘定科目 就労支援事業収益	(至) <mark>令和</mark> ——	年 月 日	1	社会社 拠点	福祉法人名 区分 勘定 就労支援事業収益	(自)平成 年 月 日 至科目 爰事業活動収益計	(至)平成	年 月 日	
土会福 処点図	就労支援事業 (自) 令和 年 月 日 富祉法人名 区分 勘定科目 就労支援事業収益 就労支援事業活動収益計	(至) <mark>令和</mark> ——	年 月 日	1	社会社 拠点	福祉法人名 区分 勘定 就労支援事業収益 就労支援事業収益	(自)平成 年 月 日 至科目 音響楽活動収益計	(至)平成	年 月 日	
社会福 処点図	就労支援事業 (自) 令和 年 月 日 副祉法人名 区分 勘定科目 就労支援事業収益 就労支援事業活動収益計 就労支援事業販売原価	(至) <mark>令和</mark> ——	年 月 日	1	社会社 拠点	福祉法人名 区分 勘定 就労支援事業収益 就労支援事業販売原価	(自)平成 年 月 日 至科目 至科目 後事業活動収益計 i	(至)平成	年 月 日	
社会福 処点図	就労支援事業 (自) 令和 年 月 日 冨祉法人名 区分 勘定科目 就労支援事業収益 就労支援事業活動収益計 就労支援事業販売原価 期首製品(商品)棚卸高	(至) <mark>令和</mark> ——	年 月 日	1	社会社 拠点	福祉法人名 区分 勘定 就労支援事業収益 就労支援事業販売原価 期首製品(商品)棚	(自)平成 年 月 日 至科目 日	(至)平成	年 月 日	
社会和 拠点区 収益	就労支援事業 (自) 令和 年 月 日 福祉法人名 五分 勘定科目 就労支援事業収益 就労支援事業活動収益計 就労支援事業販売原価 期首製品(商品)棚卸高 当期就労支援事業製造原価	(至) <mark>令和</mark> ——	年 月 日	1	社会 ¹ 拠点 収益	福祉法人名 区分 助定 就労支援事業収益 就労支援事業販売原価 期首製品(商品)棚 当期就労支援事業製	(自)平成 年 月 日 至科目 日	(至)平成	年 月 日	
社会和 拠点区 収益	就労支援事業 (自) 令和 年 月 日 福祉法人名 至分 勘定科目 就労支援事業収益 就労支援事業活動収益計 就労支援事業販売原価 期首製品(商品)棚卸高 当期就労支援事業製造原価 当期就労支援事業仕入高	(至) <mark>令和</mark> ——	年 月 日	1	社会社 拠点	福祉法人名 区分 助定 就労支援事業収益 就労支援事業販売原価 期首製品(商品)棚 当期就労支援事業製	(自)平成 年 月 日 三科目 最事業活動収益計 前 間卸高 造原価 :入高 合計	(至)平成	年 月 日	
社会和 拠点区 収益	就労支援事業 (自) 令和 年 月 日 日 福祉法人名 本分 勘定科目 就労支援事業収益 就労支援事業活動収益計 就労支援事業販売原価 期首製品(商品)棚卸高 当期就労支援事業製造原価 当期就労支援事業仕入高 合計	(至) <mark>令和</mark> ——	年 月 日	1	社会 ¹ 拠点 収益	個社法人名 区分 勘定 就労支援事業収益 就労支援事業販売原価 期首製品(商品)棚 当期就労支援事業製 当期就労支援事業型	(自)平成 年 月 日 三科目 最事業活動収益計 前 間卸高 造原価 :入高 合計	(至)平成	年 月 日	
社会 柳点 区 収益	就労支援事業 (自) 令和 年 月 日 福祉法人名 区分 勘定科目 就労支援事業収益 就労支援事業活動収益計 就労支援事業販売原価 期首製品(商品)棚卸高 当期就労支援事業製造原価 当期就労支援事業性入高 合計 期末製品(商品)棚卸高	(至) <mark>令和</mark> ——	年 月 日	1	社会 ¹ 拠点 収益	個社法人名 区分 勘定 就労支援事業収益 就労支援事業販売原価 期首製品(商品)棚 当期就労支援事業製 当期就労支援事業型	(自)平成 年 月 日 至科目 音響業活動収益計	(至)平成	年 月 日	
社会福	就労支援事業 (自) 令和 年 月 日 福祉法人名 区分 勘定科目 就労支援事業収益 就労支援事業活動収益計 就労支援事業販売原価 期首製品(商品)棚卸高 当期就労支援事業性入高 合計 期末製品(商品)棚卸高 差引	(至) <mark>令和</mark> ——	年 月 日	1	社会 ¹ 拠点 収益	福祉法人名 区分 就労支援事業収益 就労支援事業販売原価 期首製品(商品)棚 当期就労支援事業製 当期就労支援事業性 期末製品(商品)棚 就労支援事業性	(自)平成 年 月 日 至科目 音響業活動収益計	(至)平成	年 月 日	

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

<u>等用)</u>
1
(単位:円)
就労継続支援B型
小計 ○○ △△
作業作業

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

				新													旧						
別紙3 (16)											別紙 3	(16)											
就労支援事業製造原価明細書												就労	支援事	業製造原	京価明細	書							
(自) <u>全</u>	<u>和</u> 年	月	日 (至) <u>令和</u>	年 月	日							(自)平成	年	月	日(至)平成	年 月	日				
社会福祉法人名				_							社会社	ā祉法人名					_						
拠点区分				_							拠点	区分					_						
							(単	位:円)	_		<u> </u>									(単位	位:円)	_	
勘定科	· 目			合詞	H	○○作業	Δ	△作業					勘定科目				合	計	○○作業	\triangle	△作業		
(略)											(略)												
別紙3 (16-2)											別紙 3	(16-2)											
Ī						型事業所													型事業所				
	(自)	合和 年	F 月	日(至) <u>令和</u>	年 月	日						((自)平	ヹ成 年	三月	日 (至)平成	年 月	日			
社会福祉法人名	_										l —	福祉法人名											
拠点区分	_										拠点	区分											
	1 1								単 (単	単位:円)	1											単 (単	単位:円)
					Ι	A事業所		Ι			A事業所							T					
勘定科目	合計 小計	就労移行支援 就労約 合計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	合計 就労利	就労利	т т			就労継続支援 B 型		1	┃ ┃ ┃ 勘定科目	1	合計	就	労移行支持		就夠	分継続支援 A		就夠	が継続支援 		
		小計	00	$\triangle \triangle$	小計	00	$\triangle \triangle$	小計		$\triangle \triangle$				小計	00	$\triangle \triangle$	小計	00	$\triangle \triangle$	小計	00	$\triangle \triangle$	
			作業	作業		作業	作業		作業	作業						作業	作業		作業	作業		作業	作業
(略)											(略)												
別紙3 (①)	46.55	, , ,	- No 55 66 1		_						別紙3	(11)		-1-122				_					
(4)	· ·			費明細書		_							(±) 1				費明細語		_				
	<u>和</u> 年	月	日 (主)) <u>令和</u>	年 月	H					T1 V 1		(自)平成	年	月日	日(主) 半成	年 月	H				
社会福祉法人名												届祉法人名 											
Ita b b t											拠点[公分											
拠点区分							(単位	立:円)	1										1		左:円)	Ī	
						1					11		#14	→ 4\									
‡	勘定科目				合計	00作	業 △	△作業	-				一	2科目				合計	00作	美 Δ.	△作業		
	勘定科目				合計	○○作	業 △	△作業			(略)		的八					合計	00作	美 Δ	△作業		
į.	勘定科目				合計	〇〇作	業 △	△作業			(略)		的人					合計	00作	美 Δ	△作業		
†	勘定科目				合計	〇〇作	業 <u>△</u>	△作業			(略)		例以					合計	OO作	美 Δ	△作業		

(平成28年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分) 新 IΒ 別紙3 (①-2) 別紙3 (①-2) 就労支援事業販管費明細書(多機能型事業所等用) 就労支援事業販管費明細書(多機能型事業所等用) (自)令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日 (自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日 社会福祉法人名 社会福祉法人名 拠点区分 拠点区分 (単位:円) (単位:円) A事業所 A事業所 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援 B 型 就労移行支援 就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型 勘定科目 計 勘定科目 計 00 00 $\triangle \triangle$ $\triangle \triangle$ $\triangle \triangle$ 小計 小計 小計 小計 小計 作業 (略) (略) 別紙3 (18) 別紙3 (18) 就労支援事業明細書 就労支援事業明細書 (自)令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日 (自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日 社会福祉法人名 社会福祉法人名 拠点区分 拠点区分 (単位:円) (単位:円) 勘定科目 合計 ○○作業 △△作業 勘定科目 合計 ○○作業 △△作業 (略) (略) 別紙3 (18-2) 別紙3 (18-2) 就労支援事業明細書(多機能型事業所等用) 就労支援事業明細書(多機能型事業所等用) (自) $\frac{6}{1}$ 年 月 日 (至) $\frac{6}{1}$ 年 月 日 (自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日 社会福祉法人名 社会福祉法人名 拠点区分 拠点区分 (単位:円) (単位:円) A事業所 A事業所 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援 B 型 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 勘定科目 計 勘定科目 計 00 00 $\circ\circ$ 00 $\triangle \triangle$ 00 00 $\triangle \triangle$ $\triangle \triangle$ $\triangle \triangle$ $\triangle \triangle$ $\triangle \triangle$ 小計 小計 小計 小計 小計 小計

(略)

作業

(略)

作業

(平成28年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新 授産事業費用明細書 (自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日 社会福祉法人名 拠点区分 (単位:円) 勘定科目 合計 ○○作業 △△作業 (略)

別紙4

 財
 産
 目
 録

 令和
 年
 月
 日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所•物量 等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累 計額	貸借対照表 価額
(略)						

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、 分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な 控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。

なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。

- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却 累計額には、減損損失累計額を含むものとする。

また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」 欄に記載する。

- ・車輌運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輌番号は任意記載とする。
- •預金に関する口座番号は任意記載とする。

別紙3(19)

授産事業費用明細書

IΒ

(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日

社会福祉法人名 拠点区分

(単位:円)

勘定科目	合計	○○作業	△△作業
(略)			

別紙4

財 産 目 録 平成 年 月 日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所·物量	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累	貸借対照表
	等	12.13		の画で	計額	価額
(略)						

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、 分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な 控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。

なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。

- 「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- 建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却 累計額には、減損損失累計額を含むものとする。

また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」 欄に記載する。

- ・車輌運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輌番号は任意記載とする。
- 預金に関する口座番号は任意記載とする。